

名古屋市再犯防止推進計画

概要版

～一人ひとりに寄り添う立ち直り支援～

令和4（2022）年度～令和9（2027）年度

名古屋市

計画策定の背景

平成28年施行の再犯防止推進法において、地方公共団体が、国との適切な役割分担を踏まえ、地域の実情に応じた再犯の防止等の施策を展開する責務等を有することが明記されました。

本市では、国の再犯防止推進計画を勘案して本計画を策定し、再犯の防止等に関する取組を総合的に推進します。

計画の目的

犯罪をした人等を地域社会の一員として包摂し、その立ち直りを支援することで、誰もが犯罪の被害者や加害者になることなく安心・安全に暮らすことのできる社会を実現することを目的とします。

基本方針

- ・ 関係機関等との緊密な連携や協働を確保し、再犯防止関連施策の総合的な推進と、犯罪をした人等自身のニーズを中心とした支援のネットワークの構築を目指します。
- ・ 犯罪をした人等が、必要とする支援を切れ目なく受けることができるようにします。
- ・ 犯罪をした人等が犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者等の心情を理解した上で自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえつつ、生活上の様々な困難や課題を抱える犯罪をした人等が、再犯をしなくてすむ環境の整備に取り組みます。
- ・ 犯罪及び非行の実態や社会情勢等を踏まえ、効果的な施策を実施します。
- ・ 犯罪をした人等を地域社会の一員として受け入れ、その立ち直りを応援する社会的機運を醸成するため、広く市民の理解と協力を得ることができるよう取り組みます。

犯罪被害者等の心情への配慮

犯罪をした人等の立ち直りを支援するに際しては、犯罪行為によって傷つけられ、今も精神的苦痛や不安を強いられている犯罪被害者等の存在を十分に認識し、その心情に配慮するとともに、犯罪被害に遭う人をなくすという視点を持って取り組みます。

位置付け

- ・ 再犯防止推進法第8条第1項に規定する「地方再犯防止推進計画」として策定
- ・ 本市総合計画に基づき、なごや人権施策基本方針及び名古屋市地域福祉計画などの個別計画等との調和を図り、連携した取組を推進

計画期間

令和4年度から令和9年度までの6年間
(計画策定後3年を目途に中間評価を行い、必要な見直しを行います。)

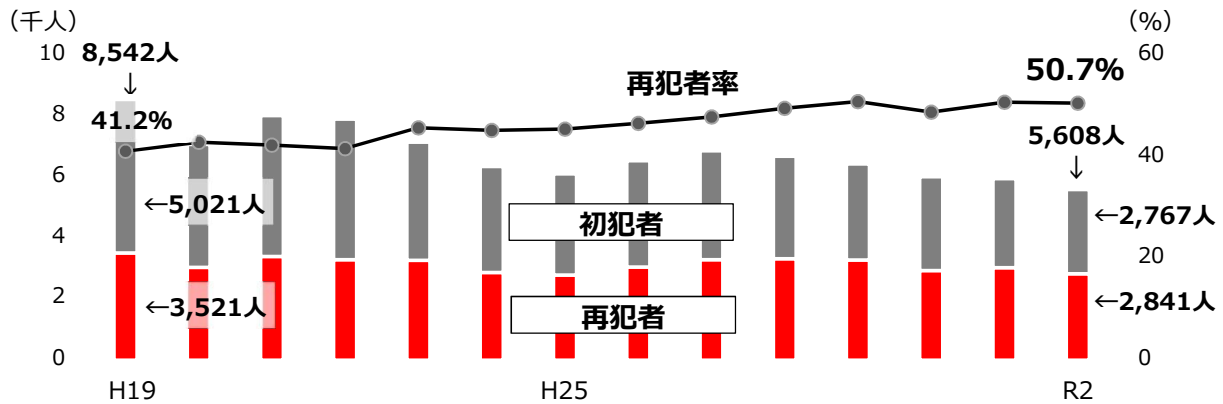
犯罪をした人等とは

犯罪をした人又は非行少年又は非行少年であった人をいいます。なお、矯正施設(刑務所・少年院等)にいた人のみでなく、捜査機関において犯罪行為を行った事実が認められたものの、不起訴処分(起訴猶予)となった人のほか、罰金や執行猶予付判決を受けた人、保護観察を終えた人等も含まれます。また、**再犯の防止等**とは、これらの人が再び犯罪や非行をすることを防ぐこと(非行少年の非行をなくすことを含む)をいいます。

本市の状況

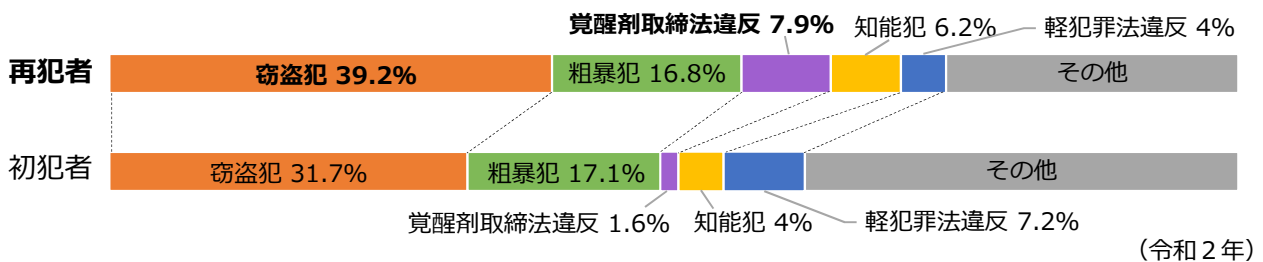
● 刑法犯検挙者中の再犯者数・再犯者率

本市の刑法犯検挙者に占める再犯者の割合（再犯者率）は50%を超えており、犯罪を抑止する上では再犯防止対策が重要な課題となっています。



● 刑法犯・特別法犯で検挙された再犯者の主な罪名

再犯者は、初犯者に比べ窃盗犯や覚醒剤取締法違反の割合が高くなっています。



- ・ 犯罪をした人等の多くは、起訴猶予等の処分を受け、刑務所等へ入ることなくすぐに地域に戻ってきます。こうした人の中には、高齢や障害、生活困窮等により支援を必要とする人が少なくなく、適切な福祉サービス等をどのように提供するかが課題となっていました。
- ・ そこで本市では、こうした人が孤立することなく適切な関係機関等につながるができるよう、再犯防止に向けたモデル事業を実施しました。

名古屋市再犯防止推進モデル事業の取組

事業の概要

- ・ 国の地域再犯防止推進モデル事業の採択を受け、福祉サービス等を必要とする起訴猶予者を支援する伴走型入口支援事業を実施。
(平成31年1月～令和2年6月)
- ・ 司法と福祉をつなぐコーディネート機関を設置し、犯罪をした人等を福祉関係機関に適切につなぎ、継続的な支援を行うことで、安定した生活の確保を目指す事業を展開。

事業の効果・意義

- ・ 既存の機関にはできないきめ細やかな対応やフォローアップ、再犯時の継続的な支援など、支援の隙間を埋めることができた。
- ・ 特に、複合的な課題があつて多機関の連携や調整が必要なケースなどで、コーディネート機関の存在意義が大きいことがわかった。



事業の成果を基に、犯罪をした人等を支援する仕組みの整備を目指します。

入口支援とは

軽微な犯罪をして起訴猶予等となった高齢や障害のある人等に対し、福祉的支援を行うことをいいます（入口支援に対し、刑務所等を出所する人の社会復帰に向けた支援を出口支援といいます）。

再犯防止の推進における重点課題と具体的施策の展開

5つの重点課題と目標のもと、40の具体的施策を展開していきます。

重点課題1 国・県・民間との連携による一貫した支援

目標 犯罪をした人等を円滑に適切な支援につなぎ、寄り添うことのできる地域社会の実現を目指します

現状と課題

- 司法と福祉の間の調整や連携が十分でない
 - ・入口支援の場合、福祉サービス等の調整に使える時間が短い
 - ・司法と福祉のネットワークが十分でなく、スムーズな連携が難しい場合がある
- 支援の狭間に陥り、必要な支援に届かない人の存在
 - ・本人の様々な特性により必要な支援につながらず、再犯に至る人も少なくない
 - ・すぐに支援につながりにくい人に継続的に寄り添い、信頼関係を構築する必要がある

本市の関連施策

- ①犯罪をした人等に寄り添い、一貫して支援する体制の整備
- ②犯罪をした人等に対する重層的な支援ネットワークの整備
- ③名古屋市再犯防止推進会議の開催



重点課題2 住居・就労の確保

目標 犯罪をした人等が安定した生活基盤を確保し、「居場所」や「出番」をつくることのできる地域社会の実現を目指します

住居の確保

現状と課題

- 適切な帰住先のない刑務所出所者等の存在
 - ・刑務所満期出所者のうち約4割が帰住先が確保されないまま出所
 - ・帰住先のない人は帰住先のある人と比べ、短期間で再犯をする人が多い
- 国の保護制度による一時的な住まいを退所した後の住まいの確保
 - ・国による保護の期間は原則6ヶ月であり、その後は地域で定住先を確保する必要がある
 - ・身元保証人の不在や生活困窮等により、住まいの確保が難しい人への支援が課題

本市の関連施策

- ①民間賃貸住宅を活用した住宅セーフティネット機能の強化
- ②セーフティネット登録住宅への経済的支援
- ③市営住宅等への入居機会の確保
- ④住居確保給付金の支給
- ⑤障害者グループホームの拡充



就労の確保等

現状と課題

- 不安定な就労が再犯リスクとなっている
 - ・刑務所に再入所した人のうち約7割が再犯時に無職
 - ・無職者の再犯率は有職者の約3倍との統計もあり、就労の有無が再犯に大きく影響
- 仕事が見つからない・仕事が続かない
 - ・就労に必要な知識・資格や社会的スキル等が不十分である人が少なくない
 - ・協力雇用主とのマッチングの難しさや離職が多いこと等が課題

本市の関連施策

- ①なごやジョブマッチング事業 ②高齢者の就労支援 ③障害者の就労支援
- ④生活保護受給者の就労支援 ⑤生活困窮者の自立支援
- ⑥ホームレスの自立支援 ⑦ナゴヤ型若者の就労支援
- ⑧協力雇用主の社会的評価の向上



重点課題3 福祉・保健医療サービス等の提供

目標

複合的な課題や本人の特性・経歴等を受け止め、その人らしく安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指します

司法から福祉へのつなぎと伴走支援

- 犯罪をした人等を孤立させない仕組みづくり
刑務所等の矯正施設を出所する人に対しては、国や都道府県が社会復帰に向けた各種の調整を行うこととされています。一方、刑務所等に入所しない起訴猶予や罰金刑、執行猶予等となった人の中にも、高齢や障害、病気や生活困窮などの課題を有し、様々な福祉的支援を要する人が少なくありません。刑事司法手続を終えた人が、地域で生活するために継続的な支援を必要とする場合に、一貫して支援する専門のコーディネート機関を設置し、地域における息の長い支援を目指します。

高齢や障害のある人等への支援

現状と課題

- 高齢や障害を有する犯罪をした人等への適切な支援が必要
 - ・刑務所を出所した高齢者は他の世代に比べて再犯率が高い
 - ・高齢の万引き事犯者に占める再犯者率は年々増加し、現在は約6割
 - ・知的障害のある受刑者は、全般に再犯に至るまでの期間が短く、繰り返し刑務所に入所する回数が多い



本市の関連施策

- ①地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備事業
- ②いきいき支援センターにおける支援 ③認知症の人や家族への支援
- ④権利擁護の推進 ⑤地域における見守り体制の充実
- ⑥【再掲】生活困窮者の自立支援 ⑦障害者基幹相談支援センターにおける支援
- ⑧発達障害者支援センター（りんくす名古屋）における支援

薬物等の依存症を抱える人への支援

現状と課題

- 依存症を抱える犯罪をした人等を医療等につなぐ**
 - ・本市の覚醒剤取締法違反による検挙者のうち約8割が再犯者であり、薬物事犯者の多くは薬物依存症の患者でもある
 - ・違法薬物に限らず、依存症が疑われる犯罪をした人等を適切な医療や支援等につなげる取組が必要

本市の関連施策

- ①精神保健福祉センターこころばにおける支援
- ②依存症専門医療機関・依存症治療拠点機関の選定
- ③民間団体への補助



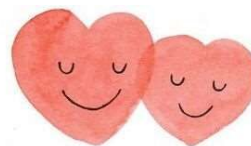
犯罪をした人等の抱える精神的な問題等に応じた支援等

現状と課題

- 虐待・DV被害経験等による精神的な問題を抱える犯罪をした人等の存在**
 - ・令和元年の少年院入院者のうち、男子の約35%、女子の約55%が被虐待経験者
 - ・覚醒剤取締法違反による女性受刑者のうち、家族から精神的・身体的暴力を受けた経験のある人は約4～5割、DV被害経験者は約7割にのぼる

本市の関連施策

- ①配偶者暴力相談支援センターにおける支援
- ②男女平等参画推進センターにおける相談事業



重点課題4 少年の非行防止・立ち直り支援

目標

悩みや困難を抱える児童生徒や家庭の支援、学びの継続を通じ、少年が立ち直ることのできる地域社会の実現を目指します

現状と課題

- 少年が抱える悩みや家庭の問題等に応じたサポート、学び直しのための取組が必要**
 - ・少年の検挙者数は減少傾向にあるものの、SNSに起因する非行や犯罪被害等が増加傾向
 - ・少年が悩みや困り事を抱え込んで非行等に走ることを防ぐため、関係機関の密接な連携や一体的な支援が必要
 - ・非行等により通学や進学を中断した少年が学びを継続するための取組が必要

本市の関連施策

- ①非行相談等への対応
- ②子ども・若者総合相談センターにおける支援
- ③少年補導
- ④なごや子ども応援委員会の運営
- ⑤いじめ・不登校対策の推進
- ⑥家庭訪問型相談支援事業
- ⑦児童自立支援施設等における自立支援
- ⑧高等学校教育における幅広い教育的ニーズへの対応



重点課題5 民間協力者の活動促進、広報・啓発活動等

目標 再犯防止対策の必要性や重要性を理解し、地域全体で立ち直りを応援することのできる地域社会の実現を目指します

現状と課題

- 更生保護活動に取り組む民間協力者への支援等が求められる
 - ・地域の更生保護活動を担う保護司や法人等への支援や協力が必要
- 社会課題としての再犯防止の理解浸透
 - ・再犯防止の推進は市民にとって必ずしも身近な問題ではなく、知識や理解が十分でない

本市の関連施策

- ①再犯防止の推進に関する情報の発信や広報・啓発活動
- ②保護司適任者確保への協力 ③補助金交付による保護司の活動への支援
- ④社会を明るくする運動に関する取組



推進体制

本計画の進捗管理・評価は、副市長をトップとする「名古屋市再犯防止推進庁内連絡会議」及び、外部有識者・関係者等で構成する「名古屋市再犯防止推進会議」により行います。

評価指標

計画の推進状況を把握するため、下記のとおり評価指標と目標値を設定し、評価指標の状況を適時に把握するとともに、掲載事業についても毎年度実施状況を把握します。

指標	現状値	目標値	出典
市民の再犯防止への意識			市政アンケート
犯罪をした人の立ち直りに協力したいと思う人の割合	27.3% (R2年度)	36% (R9年度)	
過去に犯罪をした人を積極的に雇用すべきだと思う人の割合	47.9% (R2年度)	58% (R9年度)	
検察庁等から依頼を受けた支援対象者が、支援開始半年後にコーディネート機関等とつながっている割合（注1）	67.1% (R2年度)	90% (R9年度)	モデル事業 (参考値)
市内刑法犯・特別法犯再犯者数（注2）	3,660人 (R2年)	2,928人 (R9年)	愛知県警察 統計

注1 新たに実施する事業はモデル事業と運用が一部異なるため、現状値は参考値とします。

注2 市内警察署が取り扱ったもので、尾張旭市を含みます。

名古屋市スポーツ市民局市民生活部地域安全推進課
〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
電話：052-972-3124 FAX：052-972-4823
メール：a3124@sportsshimin.city.nagoya.lg.jp

名古屋市再犯防止推進計画

【概要版】

令和4年3月